

2011年9月30日
プルデンシャル生命保険株式会社

**「東日本大震災」の被災者の方々に対する
保険料払込猶予期間の再延長等のお取扱いについて**

記

東日本大震災により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
弊社では、震災により被害を受けられたお客さまのご契約に関し、保険料の払い込みを
最長 2011年12月31日まで猶予させていただいております。

1. 払い込み猶予期間が終了した後もご契約の継続をご希望されるお客さまへ

2011年12月31日の払込猶予期間満了までに、猶予期間中の未納保険料の全額を一括で
お払い込みいただくことにより、契約をご継続いただけます。

2011年12月31日までに一括でお払い込みいただくことが難しい場合は、2012年10月
までに分割払いでお払い込みいただくことも可能です。詳細は、担当ライフプランナーま
たはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

※2012年11月以降も契約を継続させるためには、猶予期間分の保険料のお払い込みが
必要となります。

※分割払いは、月払いのご契約が対象となります。最後にお払い込みいただいた月の翌
月分より順番に充当されます。

**2. 健康状態に不安がある方でも、告知なしで、新規のご契約にご加入いただくことも可能
です**

払込猶予となっている契約の継続が困難な場合、その契約の保険金額（保障額）から解
約返戻金を差し引いた額を保険金額の上限とする新規のご契約に、お客さまの健康状態に
かかわらず、告知なしでご加入いただくことが可能です。

お客さまの状況に合わせて、保障内容を大きく見直すこともでき、今後の保障の継続に
お役立ていただける制度となっております。

※ご加入時の年齢や、保険種類によっては、保険料が高くなる可能性があります。

3. 契約の継続を希望されない場合

保険契約の解約の手続きを承ります。

以上

<お問い合わせ先>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます

受付時間：平日 8：00～21：00

土日祝日 9：00～17：00（元日を除く）